## 令和元年第3回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和元年9月6日(金曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

1番 今井 健児2番 芝間 教男3番 中島 健男4番 中村 茂弘5番 今井 英昭6番 森澤 文王7番 今井 清8番 村田 桂子9番 田中 三江10番 滝沢寿美雄11番 榎本 真弓12番 森本 信明

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸

総務課長 遠山一郎 町民課長 市川清美

企画課長 竹重和明 教育次長 市川正彦

建設課長 荻原義行 農林課長 片桐栄一

観光商工課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子

庶務係長 羽場雅敏

代表監査委員 関 淳

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齊藤明美 書記 伊藤百合子

散会 午前10時40分

議長(森本信明君) おはようございます。今日も一日よろしくお願いします。

これから、本日9月6日の会議を開きます。

ここで暫時休憩とします。

これより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員及び理事者は ご参集ください。議会運営委員会終了後、直ちに議事を再開します。それまで休憩と します。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時07分 再開)

議長(森本信明君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第44号の撤回について

議長(森本信明君) 日程第1 議案第44号の撤回についてを議題とします。

9月4日、両角町長から提出された、議案第44号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、9月5日付、撤回の申し出がありました。

撤回の理由は、公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に誤りがあり、国が精査を行う中で再度確認する必要が生じたためであります。

お諮りします。議案第44号の撤回について、これを許可することにご異議ありませ んか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号の撤回については許可することに決 定しました。

◎日程第2 議案第39号

議長(森本信明君) 日程第2 議案第39号 立科町森林環境譲与税基金条例制定についての 質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第40号

議長(森本信明君) 日程第3 議案第40号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定に

ついての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。 [(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- ◎日程第4 議案第41号
- 議長(森本信明君) 日程第4 議案第41号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。
- 8番(村田桂子君) 村田です。1点お伺いします。特定非営利法人に軽自動車を寄附された場合、5年以内であれば税金は課さないよという内容で、これは支援の一環だろうなということで理解するわけですが、5年を過ぎた場合ということもあるんですけど、5年というのはどういうことで決まってきているんでしょうか。そこをお伺いします。
- 議長(森本信明君) 遠山総務課長。
- **総務課長(遠山一郎君)** 特に5年、特定非営利活動法人の設立から5年以内ということですんで、これについては地方税法の改正に伴い町税条例も改正するものでございます。
- 議長(森本信明君) 8番、村田桂子君。
- 8番(村田桂子君) NPO法人というのはもともとの営利を目的としないわけなんですが、 したがって、どこでも経営は大変厳しいというふうに聞いています。この5年という のは地方税法で決められたわけですけれども、例えば町の中にそのNPO法人がある 場合、幾つかありますよね、経営状況に鑑みて、設立5年をたったとしても、その経 営を支援するという立場でこれをさらに広げるというお考えはありますか。
- 議長(森本信明君) 遠山総務課長。
- 総務課長(遠山一郎君) これは私の私見で申しわけないんですけど、軽自動車については法 定耐用年数が決まっております。通常4年かと思います。ですから、そこら辺から来 ているのかと思いますが、今のところ、今おっしゃられたように支援を拡大するとい うことは考えておりません。
- 議長(森本信明君) ほかに質疑ありますか。

〔(なし)の声あり〕

これで質疑を終わります。

- ◎日程第5 議案第42号
- 議長(森本信明君) 日程第5 議案第42号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部 を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。 8番、村田桂子君。
- 8番(村田桂子君) 8番、村田です。

印鑑登録に旧姓が使えるようになったということは、女性の氏をかえることでの不

利益を回避するという点からも好ましいと考えるものですが。その文章の中の一番最後ですが、第14条1項中のところの最後のところに「又は死亡」という文章を「死亡又は法30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと」というのがありますが、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

議長(森本信明君) 市川町民課長。

**町民課長(市川清美君)** 印鑑登録で亡くなられた方また転出された方は抹消するというふうなことになりますんで、その関係の条文が入っております。

議長(森本信明君) 8番、村田桂子君。

8番(村田桂子君) 亡くなったということは、死亡で代替できるんですね、死亡という言葉ですが。又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったことというふうなのが追加されたんですよね。そのことが何なのかということを聞いています。

議長(森本信明君) 市川町民課長。 一村田桂子君、今回のこの質問については、社文の所管課でありますよね。そのところで今質問された質疑については答弁するということでいかがでしょうか。

8番(村田桂子君) 結構です。

議長(森本信明君) ほかにありますか。

〔(なし)の声あり〕

なければ、ここで質疑を打ち切ります。

◎日程第6 議案第43号

議長(森本信明君) 日程第6 議案第43号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部 を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。 5番、今井英昭君。

5番(今井英昭君) 5番、今井英昭です。

条例説明の中では、家賃の決定が別に定めているため収入の申告は削除されるという説明があったと思います。

一方、条例全体を見てみますと、第5条に入居者の資格で6項目ありまして、これは入居している間ずっと適用されるものだと思うんですが、その中の(5)月額10万5,000円以上の収入があることとなっております。この項目のためにもこの11条というのが今後も必要になると思うんですが、この点についての説明をお願いいたします。

議長(森本信明君) 荻原建設課長。

**建設課長(荻原義行君)** 申しわけございません。ちょっと確認をさせて、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議長(森本信明君) 後ほど確認ということで答弁はお願いします。

ほかに。7番、今井 清君。

**7番(今井 清君)** 7番、今井です。

これは現状からは削除するというような中身の中で、実際、今まで現在までは毎年 収入の申告をされていたのかどうか、その辺のところ確認をお願いします。

議長(森本信明君) 荻原建設課長。

**建設課長(荻原義行君)** 毎年申告はしていただいておりました。ただし、それを利用するということがございませんでしたので、保管をしていたのみという状態でございました。 以上です。

議長(森本信明君) ほかにありますか。

〔(なし)の声あり〕

なければ、先ほど5番の今井英昭君の質問の答弁については、後ほどしたいと思いますが、よろしいですか。

[(異議なし)の声あり]

◎日程第7 議案第45号

議長(森本信明君) それでは、日程第7 議案第45号 立科町特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定についての 質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第46号

- 議長(森本信明君) 日程第8 議案第46号 令和元年度立科町一般会計補正予算(第2号) についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。8番、村田桂子君。
- 8番(村田桂子君) 村田です。何点かお伺いします。

まず、9ページの地方特例交付金です。160万補填されますが、個人住民税とか自動車税の減収とか軽自動車税の減収の補填ということで特例交付金なんですが、これはいつでももらえるものなんでしょうか。今回、特例って書いてあるんですけど、毎年もらえるものなのか。そこら辺はどういうことでしょうか。それが1点目です。

それから、次、農業関係でお伺いいたします。ページは21ページです。まず、3番の農業振興経費で一番うまい米コンテストというのが行われて負担金が新たに設けられました。新しい企画だと思いますが、この概要についてということと、この負担金5万円というのがどのように設けられてきたのかについてお聞かせいただければと思います。

次の畜産振興費では豚コレラ緊急対策事業ということで900万円盛られています。 今、豚コレラが急速に広がっているので、その防疫のためにも電気柵の設置というこ とで。今までは9つの圃場の全てをぐるっと囲むだけの延長分の予算化だというふう に聞いていますけれども、これ畜産会がやるということになっているんですが、これ は農家の方が実際に設置した後申請するものなのか、そこら辺の流れですね、お伺い したいと思います。

なぜかというと、手元にお金がなければ、なかなか設置といってもできないんではないかということもありますので、畜産会で行うならまとめて資材を購入して、その分安くなるかなというのもあるので、一括購入で必要な分を支給するというふうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の流れについてお聞かせください。以上です。

議長(森本信明君) 1点目の件について、遠山総務課長。

**総務課長(遠山一郎君)** 読んで字のごとく特例交付金ですんで、国の制度によって必要に応じて交付されるというもんだと思っています。

以上です。

議長(森本信明君) 2点目と3点目、片桐農林課長。

農林課長(片桐栄一君) まず、農業振興費負担金の5万円でございますが、こちら先ほど議員さんおっしゃったとおり、JA佐久浅間一番うまい米コンテストの負担金5万円でございます。JA佐久浅間で今年度から一番うまい米コンテストを開催をするというようなことでございまして、この趣旨につきましては、日本穀物検定協会食味ランキングにおきまして、昨年9年ぶりに東信地区が特Aを獲得をしたそうでございます。佐久浅間管内で食味米の発掘を目的とした今回のコンテストを開催いたしまして、永続的な食味ランキング特Aを目指すというようなことだということでございます。

それで、5万円の根拠でございますけれども、今回ここに協賛をしております市町村でございますが、佐久浅間管内の佐久市、小諸市、東御市、佐久穂町、御代田町、軽井沢町、こちらも協賛となっておりまして、各市町村一律5万円の負担額ということでございます。

それから、続きまして、豚コレラの緊急対策事業でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど議員さんおっしゃったとおり、町内9養豚場の周りに侵入防止の柵、それから門扉を設置するものでございまして、こちらに補助ということで支援をしていくものでございます。こちら長野県畜産会が実施主体となって事業を進めるということでございます。その事業的な流れにつきましては、設置した中での補助というようなことも伺っておりますけれども、議員さんおっしゃったとおり、資本がない場合には柵の設置が進まないということになりますので、そこについてはこちらのほうから長野県畜産会のほうに要請というか、そのようなお話を申し上げていきたいと思います。

議長(森本信明君) ほかに質疑はありますか。8番、村田桂子君。

**8番(村田桂子君)** 先ほどの特例交付金なんですが、特例ということで必要に応じてやるんだということなんですが、特に個人住民税や自動車税、軽自動車税が減収になったという大きな要因というのはどういうことでこれが特例として設けられたんですか。そ

れだけ消費が伸び悩んで、かなりそういう購買意欲が失せて税金が落ち込んだという ことで特例になったんですか。それが1つです。

それから、一番うまい米コンテストについてはよくわかりましたので、これは立科 米を売り込む大きなチャンスであろうと思うので積極的にかかわっていただければな と思います。

3番目の畜産の豚コレラの関係なんですが、要請するということでいいんですけれども、これ本当緊急性を要することでどんどん広がっているということだったので、できるだけ生産者の負担にならないように、しかもスピーディーに対策がとられるように、できる限りの手だてを打つと。畜産会でも……

- 議長(森本信明君) 村田桂子君、それはあなたの質疑ですか。自分の意見とすればまた別の機会でお願いします。
- 8番(村田桂子君) 質疑の最後の質問にします。そしたら、そういうことで、ぜひ各地域の 畜産会、ちょっと仕組みがよくわからないんですが、どこだかの本部にまでとりに行 くんではなくて地元のJAが取り扱うとか、そういう地元のところでできるような、 そういうふうにすべきではないかなと思うんですが、そこら辺はどうなっているでし ょうか。資材の配布とかいうことについては、どこが取り扱うんでしょうか。場所で すね。
- 議長(森本信明君) 最初に、遠山総務課長お願いします。
- **総務課長(遠山一郎君)** まず、勉強不足で申しわけございません。当然、当初予算にもございましたんで、当初予算のときにご説明を申し上げているかと思いますが、これ補正予算の中では額が確定したということでございます。それぞれの中身については後ほど確認をしたいと思います。よろしくお願いします。
- 議長(森本信明君) それから、片桐農林課長。
- 農林課長(片桐栄一君) 実際に工事に伴います資材等の流れについては、今回、把握は現在のところできておりませんけれども、いずれにしましても、おっしゃるとおりスムーズな設置が求められておりますので、その部分も含めて畜産会のほうにお話を申し上げていきたいと思っております。
- 議長(森本信明君) ほかに質疑はありませんか。11番、榎本真弓君。
- 11番(榎本真弓君) 11番、榎本です。

23ページの地域交通対策費のところで質問します。このたび地域交通対策経費として協議会のほうに補助金が支給されるように計画をされておりますが、これの説明は、スマイル交通シラカバ線の車の購入というふうに説明をされたんですけれども、それで間違いないということですね。もう一度、ちょっと確認をしてお願いいたします。

議長(森本信明君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

この補助金につきましては、シラカバ線のマイクロバス購入に関するものでござい

ます。

議長(森本信明君) 11番、榎本真弓君。

11番(榎本真弓君) 11番、榎本です。実はこれ私、ちょっと今回一般質問にかかわるところになるんですけれども、このシラカバ線に関しましては、スクールバスと併用しているバスのところだと思うんですけれども、スクールバスに関しましては逆に国からの交付税がきちんとおりてまいります。それで逆に他町村では、その逆にスマイル交通というよりもスクールバスを地域の足として逆に活用するという逆の使い方があるんです。そういったところの議論が、逆にそのスマイル交通をまず最初に買ってスクールバスに充てるという考えではなくて、逆にスクールバスを購入した上で地域交通に充てるという、そういう発想というかその議論というのは、この場合の形状にはされましたでしょうか。

議長(森本信明君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

今、議員さんのご指摘は、スクールバスとして購入して、その後、スマイル交通として使えばどうかということですが、これにつきましては財政措置等も検討しました。当初は辺地対策債を使おうと思っていたんですけども、これからの申請になると、2次募集ということで満額の起債同意が得られないということで、地域公共交通活性化協議会がマイクロバスを購入する経費で、町が支出した補助金は地方バス路線の運行維持に要する経費として特別交付税の対象になることが判明して、特別交付税の算入率も80%ということでございます。

シラカバ線ですが、当然スクールバスの部分もありますが、観光客をこちらから蓼 科地区へ運んでいくという役目もあって土日も動くということがございます。その中 でやはりスマイル交通として買うべきという判断をいたしまして、こちらの財政措置 で買うということで補助金の計上をしてございます。

以上です。

議長(森本信明君) ほかに。7番、今井 清君。

**7番(今井 清君)** 7番、今井です。

25ページの教育費の中の備品購入費の件についてお伺いしますが、冷蔵庫と炊飯器、ALTが使用する部屋ということでご説明ありましたが。これについて、通常、日常、個人が使うものですが、どこまで備品としているのかどうか、その辺についてお伺いします。

議長(森本信明君) 市川教育次長。

**教育次長(市川正彦君)** 今の質問でございますが、議員おっしゃるとおりALTへの教員住宅で使っております部屋の冷蔵庫と炊飯器でございます。この備品につきましては、オレゴンの姉妹都市委員会との協定結んでいる中でALTの使うそういった備品については町のほうで負担すると、こんなふうな協定がなされておりまして、これに基づ

いて町のほうで用意をするというものでございます。
以上です。

議長(森本信明君) 7番、今井 清君。

**7番(今井 清君)** それでは、この教員住宅についてはほかの部屋というか、通常、ALT 以外のとこはそういうことはないということ、これは特別な措置ということなんでしょうか。

議長(森本信明君) 市川教育次長。

**教育次長(市川正彦君)** 教員住宅につきましては、基本的には教員の先生方に使用していただいておりますので、その他の部屋で、町のほうはそうした先生方の使用する備品について町のほうで補助するというものは一切ございません。

以上です。

議長(森本信明君) 7番、今井 清君。

**7番(今井 清君)** 今回、ALTが使用するということなんですが、ALTが使わなくなった場合、それから、通常、この備品台帳として管理する場合は、今後どのように管理されるのかお伺いします。

議長(森本信明君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) 過去のALTの使った部屋の管理の仕方でございますが、基本的に ALTの部屋にセットしてあるものは、ALTさんかわられるたびにその都度買いか えるということではなくて、使えるものは置いてありますので、かわられたALTさんはまたALTの部屋に入ると。ALTが使っている部屋については、ほかの教員の 先生が入るという使い方は今まではしてございません。

それから、備品の管理につきましては、会計室のほうで備品管理台帳を管理していただいておりますが、そちらのほうで管理はしていただくということになると思います。

以上です。

議長(森本信明君) ほかにありませんか。

[(なし)の声あり]

これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第47号

議長(森本信明君) 日程第9 議案第47号 令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予 算(第1号) についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はあ りませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第48号

議長(森本信明君) 日程第10 議案第48号 令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算 (第1号) についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はあり ませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第49号

議長(森本信明君) 日程第11 議案第49号 令和元年度立科町住宅改修資金特別会計補正予 算(第1号) についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はあ りませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第50号

議長(森本信明君) 日程第12 議案第50号 令和元年度立科町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はあり ませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第51号

議長(森本信明君) 日程第13 議案第51号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算(第 2号)についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませ んか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

先ほど、日程第6の議案第45号に対する今井英昭議員の答弁について、荻原建設課 長から再度、答弁をお願いします。

建設課長(荻原義行君) 先ほどのご質問にお答えいたします。

子育て支援住宅設置及び管理条例の第5条でございますけれども、これは入居者の 資格を定めたものでございまして、ご質問のございました第1項第5号、月額10万 5,000円以上の収入があることという点の整合についてですけれども、これはあくま でも入居時点の収入を定めたものでございまして、その後、仮に収入が変動があった としても、入居資格自体が例えば取り消されるとかそういったことはございません。 ですので、この点については毎年の収入の申告はしていただいておりませんといった ところでございます。

以上です。

議長(森本信明君) 今井英昭君、よろしいですか。5番、今井英昭君。

5番(今井英昭君) 5番、今井です。

説明の内容はわかりました。ということは、月額で10万5,000円以上の収入があることということが入居するときだけ必要だということがわかったんですが、その項に関連しますので、ここで再度質問いたしますが。それでは、入居した後、税等が滞納していても、生活に困窮していなくても、また、子育て住宅のところに住所が有さなくても、これは入居するときだけの条件で、入ってしまえばこの辺はクリアできるという考えでいいでしょうか。

議長(森本信明君) 荻原建設課長。

**建設課長(荻原義行君)** まずは、滞納がもし発生した場合には、連帯保証人も含めて家賃の納入を求めます。ということで、それが目安といたしますと、3カ月以上の滞納は現在ございませんが、それを超える場合には、基本的には退去も視野に入れて求めていくと、こういうふうなことでございますので、収入が多くても少なくても、滞納ということに関しましてはそのように対応しております。

以上です。

議長(森本信明君) よろしいですか。(発言の声あり)

**建設課長(荻原義行君)** 届け出はしていただきますけれども、基本的には入居時にこれらの 要件を満たしていれば、その後の変動があってもよろしいと、そのような解釈になり ます。

以上です。

議長(森本信明君) 今井英昭君、よろしいですか。この件は常任委員会に付託案件と最終的 にはしていきたいと思いますので、その場で改めて、今、今井英昭議員が求めた内容 について、再度事務的な答弁をいただくということでご了解をお願いしたいと思います。 以上で質疑を終わりにしたいと思います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案については、お手元に配付いた しました議案付託表のとおり各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませ んか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案配付表のとおり各常任委員会へ付 託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午前10時40分 散会)